

茨木市老人クラブ活動補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、単位老人クラブ及び老人クラブ連合会が行う活動に対し、市が補助金を交付することにより高齢者の老後の生活を健全で豊かなものとし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

(補助対象)

第2 補助の対象となる団体は、単位老人クラブ及び老人クラブ連合会とする。

(補助対象経費)

第3 補助の対象経費は、単位老人クラブ又は老人クラブ連合会が行う友愛訪問活動、清掃奉仕活動、地域見守り活動等に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 需用費
- (5) 備品購入費
- (6) 役務費
- (7) 委託料
- (8) 使用料及び賃借料

(補助金額)

第4 補助金の額は、補助対象経費の合計額に相当する額とする。ただし、単位老人クラブにあっては1年度当たり次の各号に掲げる当該単位老人クラブの会員の数（補助を受けようとする年度の初日における人数とする。）の区分に応じ当該各号に定める額、老人クラブ連合会にあっては市長が別に定める額を上限とする。

- (1) 29人まで 30,000円
- (2) 30人から39人まで 32,000円
- (3) 40人から49人まで 38,000円
- (4) 50人から69人まで 44,000円
- (5) 70人から79人まで 51,000円
- (6) 80人以上 54,000円

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市老人クラブ活動補助金交付申請書（様式第1号）に活動報告書（単位老人クラブにあっては、活動報告書及び補助金を受けようとする年度の初日における会員名簿）を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、上半期分（4月分から9月分まで）及び下半期分（10月分から翌年3月分まで）に分け、それぞれ市長が定める期間に行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認めるときは、市長が定める期間に上半期分（4月分から9月分まで）及び下半期分（10月分から翌年3月分まで）の申請

を同時に行うことができるものとする。

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市老人クラブ活動補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第7 第6の補助金交付決定通知書を受けたものは、茨木市老人クラブ活動補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、相当と認められたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(帳簿等の検査)

第9 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第10 補助金の交付を受けたものは、当該補助団体に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第11 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第12 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第13 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年12月12日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施前に行ったこの要綱による改正前の茨木市単位老人クラブ補助要綱に基づく平成24年度の補助金に係る交付申請等の手続については、この要綱による改正後の茨木市老人クラブ活動補助要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年11月19日から実施し、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市老人クラブ活動補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第18の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者

印

茨木市老人クラブ活動補助金交付申請書

茨木市老人クラブ活動補助金の交付を次のとおり申請します。

- 1 補助対象の内容
- 2 交付申請額（上半期・下半期）
- 3 添付書類

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者

印

茨木市老人クラブ活動補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市老人クラブ活動補助金（上半期・下半期）は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第7関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名

代表者

⑩

茨木市老人クラブ活動補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定のあった茨木市老人クラブ活動補助金（上半期・下半期）を次のとおり請求します。

1 補助対象の内容

2 金 額